



市民協働サポートセンターまんまるの企画事業活動風景

特集

平成28年法改正 NPO法の一部改正法のあらまし(続報)

平成23年法改正に伴う定款変更のお願い

シリーズ 「協働デスク便り」

NPOの強い味方! 「NPO支援センター」を紹介します

信州ACE(エース)プロジェクト推進ネットワーク 参加団体・企業募集中!!

県からのお知らせ

NPO法人会計基準を正しく活用できていますか?

長野県みらい基金からのお知らせ

「長野ろうきんNPO自動寄付システム」「長野県みらいベース・マンスリー寄付」

新NPO法人紹介

特集 NPO法の一部改正法のあらまし(続報)

平成28年6月7日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が公布され、NPO通信第52号で改正のポイントについてお知らせしたところです。

最初に、中でもNPO法人の皆さまへの影響が大きいと考えられる「貸借対照表の公告」についてご説明します。

改正の概要

毎事業年度終了後の法務局への資産の総額の変更登記に代わって、NPO法人自らが貸借対照表の公告を行うこととなります。また、公告の方法は定款に明記する必要がありますので、公告を行う前に、総会において定款変更の決議を受けるとともに、所轄庁(長野県)への届出(定款変更届出書(様式第6号)の提出)が必要となります。

公告方法

貸借対照表の公告方法は、次のうちから選択できます。

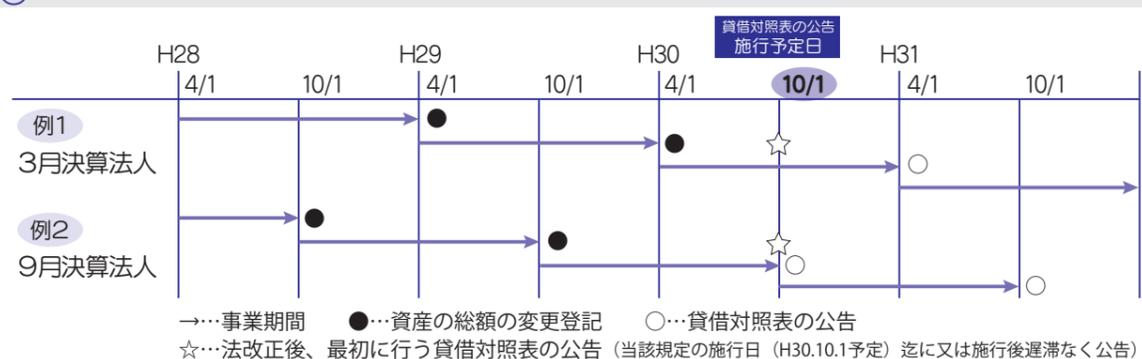
- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

【留意事項】

- ・この規定の施行日(平成30年10月1日予定)以後に作成する貸借対照表から公告の対象となります。なお、経過措置により、この規定の施行日前に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のものについても、公告する必要があります。(下図参照)
- ・「①と②による方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「①又は②による方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは相応しくありません。
- ・②による公告方法を選択する場合は、「長野県において発行する〇〇新聞」のように具体的な記載が必要です。
- ・③の例としては、「当法人のホームページ」「内閣府ポータルサイト」等があります。
- ・④による公告方法を選択する場合は、利害関係者のみならず広く市民が、法人の主たる事務所において容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要です。
- ・解散に係る公告については、この規定によらず官報に掲載する必要があります。

【定款記載例】(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。



また、平成28年法改正では、NPO法人に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、NPO法人に対して「内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表」に努めるように努力義務が規定されました。NPO法人の皆さまの情報発信の手段として、内閣府NPO法人ポータルサイトを積極的にご活用ください!

内閣府NPO法人ポータルサイトについて

内閣府が運営するWEBサイトで、全国のNPO法人の情報が検索できます。各法人の情報は、所轄庁が行う「行政入力情報」等と、NPO法人自らが行う「法人入力情報」により更新されます。

【行政入力情報】

所轄庁や事務所の所在地、定款に記載された目的等に加えて、定款や事業報告書等の閲覧書類が、所轄庁により入力されます。

【法人入力情報】

以下の情報について、NPO法人が自ら入力可能です。

(組織情報) 電話番号 FAX番号 メールアドレス ホームページURL

常勤職員数 事業活動の内容

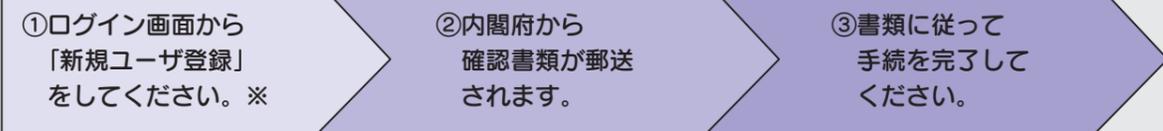
(財務情報) 事業年度 活動計算書 貸借対照表 準拠している会計基準

※このサイトでNPO法人自ら貸借対照表を公表するにより、貸借対照表の電子公告(P2参照)が行えます。

「法人入力情報」のご利用方法

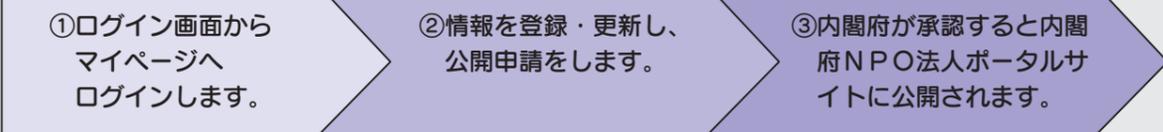
内閣府NPO法人ポータルサイト 検索

ステップ1 ユーザ登録をしてください。



※利用規約を確認し、同意の上、手順に従ってご登録ください。

ステップ2 活動情報の発信にご活用ください。



※ご不明点等につきましては、以下の内閣府の専用フォームにてお問い合わせください。

<https://form.cao.go.jp/np0/opinion-0017.html>

平成23年法改正に伴う定款変更のお願い (平成24年4月1日前に設立認証申請を行った法人の皆様へ)

平成23年のNPO法改正（平成24年4月1日施行）に伴う定款変更はお済みでしょうか。
平成23年法改正に伴い必ず定款を変更しなければならない事項があります。平成24年4月1日前に設立認証申請を行った法人の皆様は、定款を確認していただき、定款変更が済んでいない場合は、必ず変更を行うよう早急に対応をお願いします。
平成23年法改正の概要及びこれに伴う定款変更のポイントは、次のとおりです。

| 法改正の概要 | 定款変更のポイント |
|---|--|
| 定款の変更について、所轄庁の認証を要しない事項（役員の定数等）が追加されました。 | 平成24年4月1日までに設立していた法人又は同日前に設立認証申請を行った法人は、定款を変更し、法改正の内容と整合を図る必要があります。 |
| NPO法人が作成すべき計算書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に変更されました。 | 単に定款上の表記を変更するだけでなく、実際に、NPO法人の当期の正味財産の増減原因を示す「活動計算書」に移行する必要があります。 関連する定款の条文が多数ありますので、全ての関連条文を変更してください。 |
| 理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、特定の理事(理事長等)のみがNPO法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。 | 定款に「理事長は、このNPO法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該NPO法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。 ①理事長のみに代表権を与える場合、定款変更は不要ですが、代表権を持つ理事以外の理事については、法務局で代表権喪失の登記を行う必要があります。 ②全理事に代表権を与える場合は、定款変更を行う必要があります。 |
| 理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、その提案について社員全員が書面などにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす(みなし総会決議)ことが可能になりました。 | みなし総会決議を採用するためには、定款に定めることが必要です。 |

なお、定款変更は総会の決議が必要ですので、次回の通常総会には必ず決議を行い、定款変更認証申請を行うことができるように、今から準備を進めてください。
※定款例新旧対照表は、県公式ホームページ「県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」に掲載しています。

今年も「寄付月間～Giving December～」がはじまります。

寄付月間とは、2015年12月に第一回が行われた全国的な寄付の啓発キャンペーンです。
この新しいムーブメントを広げたり、この機会の寄付について考えてみたり、あるいは実際に寄付してみたり。あなたらしい寄付月間を考えてみてください。
詳細は、寄付月間公式ホームページ (<http://giving12.jp/>) をご覧ください。
長野県みらいベースでは寄付事業を募集しています。この機会に、是非、御利用ください。



第1回 NPOの強い味方! 「NPO支援センター」を紹介します

NPO法人数は、全国で5万超え、長野県でも千に手が届く数に増加しました。そんな中NPOを対象にした支援環境も次々と整ってきています。
県内各地で特色ある支援を行っているNPOの強い味方! 「NPO支援センター」を随時ご紹介していきます。

長野市 市民協働サポートセンター まんまる

～新しいコミュニティを育む未来創造拠点～

〒380-0835 長野市新田町1485-1もんぜんぶら座3F

開館時間 10時～19時

休館日 第1・3水曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始

利用対象 長野市とその周辺の団体



まんまるのスタッフのみなさん

- **困ったときは、気軽に相談**
 - ・NPOの設立、運営、長野市関係の補助金申請、他の組織との協働、広報、ボランティアなどについてスタッフが相談に乗ります。
- **NPOのノウハウを学ぶなら**（日程など詳細は、ホームページ、Facebook、情報誌で確認できます。）
 - ・NPO初歩講座
 - ・NPOステップアップ講座(広報、資金調達、助成金、会計、事業プログラムづくりなど)
- **参加して他の組織と出会いつながろう!**
 - ・「元祖! NPOカフェまんまる」NPOの提案で交流会や勉強会を企画、市民が気軽に参加できます。
 - ・「POP UP Meeting」旬のテーマを設定し知恵を出し合う新企画。自分達のアイデアを出し、参加者のアイデアを吸収することができます。
 - ・「まちむら交流会」「まち」と「むら」の互いの理解を深め、相互支援へつなげるきっかけ作りができます。
- **まんまるからのお知らせ**
 - 当センターでは、NPOを中心としたネットワーク「ながの協働ねっと」の事務局を務めています。
 - 平成29年1月22日(日)には、ながの協働ねっと主催のNPOチャリティイベント「忍者フェスタ2017」を開催予定です。
 - 多世代が集い交流するイベントです。イベント収益は、子育て支援に関わるNPO事業に対して寄付を予定しています。
- **最新のお役立ち情報をチェックして、まんまるを活用しよう!**
 - ホームページ <http://www.nagano-shimin.net/>
 - Facebookページ→「Npoカフェまんまる」
 - 「情報誌まんまる」年4回発行
 - <お問い合わせ> TEL:026-223-0051 FAX:026-223-0052 E-mail:npo@nagano-shimin.net



協働コーディネータデスクにご相談ください。

県と民間の皆様との協働に関するご相談やご提案がございましたら、協働コーディネータデスクへお気軽にご相談ください。

協働コーディネータデスク（県庁 東庁舎1F 県民協働課内）
TEL.026-235-7190 FAX.026-235-7258 E-mail:cocodesk@pref.nagano.lg.jp



協働デスク便り

信州ACE(エース)プロジェクト推進ネットワーク 参加団体・企業募集中!!

◆信州ACE(エース)プロジェクトとは・・・
世界で一番(ACE)の健康長寿を目指し、県民一人ひとり自ら、Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)に取り組む、健康づくり県民運動です。

◆更なる健康長寿に向けて、健康づくりに一緒に取り組みましょう!

- ・オリジナル体操や健康教室など体を動かす取組の普及啓発
- ・健康づくりや病気の予防など健康に関する普及発信
- ・「塩分控えめ」「野菜たっぷり」など健康に配慮した食生活の普及

◆信州ACE(エース)プロジェクト推進ネットワーク(通称:ACEネット)に参加しませんか

ACEネットとは、健康づくりに取り組む市町村や保険者、保健・医療・ボランティア関係者などの皆様に幅広く参加いただくネットワークです。

ACEネット参加4つのポイント



- 1 健康づくりの取組をアナウンス
- 2 対外的なPRに「ACEプロジェクト」を活用
プロジェクトのロゴマーク使用など対外的なPRに当プロジェクトをご活用いただけます!(要申請)
- 3 公式 Facebook で情報発信、情報交換
各団体の健康づくりイベントや、活動情報などを随時発信していただけます!
【ACE公式Facebookページ】<https://www.facebook.com/ace.project.nagano>
- 4 健康づくりに関する取組の提案、協働での推進

お問い合わせ

信州ACE(エース)プロジェクト推進ネットワーク事務局(長野県健康福祉部健康増進課)
【電話】026-235-7112(直通) 【FAX】026-235-7170 【E-mail】kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp
【所在地】〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2



参加方法

ACE専用サイトより参加申込書をダウンロードしていただき、健康増進課まで提出してください。

【ACE専用サイト】
<http://ace.nagano.jp/information/1247>

県からのお知らせ

NPO法人会計基準を正しく活用できていますか?

特定非営利活動促進法には、認証制の採用など所轄庁の関与を少なくする代わりに、NPO法人が自ら積極的に情報公開を行い、それを市民がチェックするように定められています。NPO法人会計基準は、外部に対する正確で比較可能な会計報告のための作成ルールです。

NPO法人会計基準は、会計専門家、学者、金融機関、助成団体、NPOからなる策定委員会が中心となり、2010年7月20日に日本で最初に民間で策定された会計基準であり、内閣府の「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の報告書(2011年11月)でも、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準と位置付けられています。

今回は、事業年度終了後に提出する財務諸表を作成する上で重要となる6つのチェックポイントを参考として記載します。

- 「活動計算書」「貸借対照表」「財務諸表の注記」の3種類を作成しましたか?
- 活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」の額が一致していますか?
- 活動計算書に受取助成金等もしくは使途指定寄付金の記載がある場合には、注記の「使途等が制約された寄付等の内訳」を記載しましたか?
- 貸借対照表に固定資産の記載がある場合には、注記の「固定資産の増減内訳」を記載しましたか?
- 貸借対照表に長期借入金か短期借入金の記載がある場合には、注記の「借入金の増減内訳」を記載しましたか?
- 役員と法人との間に、報酬・給与・賞与以外の金銭のやり取り(業務委託・借入・寄付等)がある場合には、注記の「役員及びその近親者との取引の注記」を記載しましたか?

広く市民に対して理解しやすい計算書類を作成するため、正しくNPO法人会計基準を理解し活用しませんか。

※NPO法人会計基準に関する情報、質問、普及ツールが以下のURLから確認できます。

みんなで使おう! NPO法人会計基準【<http://www.npokaikeikijun.jp/>】

長野県みらい基金からのお知らせ

あなたの継続的な寄付が、NPOや市民活動団体を通じて、「安心して活気のある身近な社会づくり」につながっていきます。

長野ろうきんNPO自動寄付システム 長野県みらいペース・マンスリー寄付

「マンスリー寄付=長野ろうきんNPO自動寄付システム」は、福祉金融機関である長野ろうきんの普通預金口座から一定期間ごとにNPO等への寄付金を、手数料無料で自動振替するシステムです。集まった寄付金は、「長野県みらい基金」が管理し、あなたが応援したい寄付先もしくは、審査会で決定した個別のNPO等へ配分されます。配分先の活動状況は、長野県みらい基金のホームページやニュースレターなどでお知らせします。

お申込対象 長野ろうきんに普通預金口座を開設している方(個人・団体とも可)

寄付先を自分で選ぶ

①寄付先おまかせコース

寄付先を長野県みらい基金におまかせするコースです。長野県みらい基金に登録している団体の中から審査委員会が選定して助成します。

②寄付先指定コース

次の3分野の中から、あなたが応援したい分野をお選びいただくコースです。

A: こども育成寄付 B: まちづくり寄付 C: 学ぶ若者応援寄付

寄付金は、普通預金からの自動振替

寄付金は、長野ろうきんの普通預金口座からの自動振替ですので、大変便利です。振替手数料は、不要です。

寄付金額

- ①寄付先おまかせコースは月額100円以上100円単位
- ②寄付先指定コースは月額300円以上100円単位

寄付先の活動報告

寄付先の活動内容を長野県みらい基金ホームページやニュースレターなどでお知らせしますのであなたの寄付がどのように生かされたかがわかります。

お申し込み方法

長野ろうきんNPO自動寄付システム申込書に必要事項をご記入の上、ろうきん本・支店または、長野県みらい基金へご提出ください。(複数のお申し込みも可能です。)

※この寄付は、税制上の優遇措置の対象となります。詳しくは、長野県みらい基金へおたずねください。

長野県労働金庫

〒380-8611 長野県長野市東町523 TEL:0120-606-150(平日 9:00~17:00)

認定NPO法人 長野県みらい基金

長野事務所: 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2長野県庁東庁舎1階 TEL: 026-217-2220(平日8:30~17:15)
松本事務所: 〒390-0852 松本市大字島立1020長野県松本合同庁舎1階 TEL: 0263-50-5535

新たに設立の届出があった19法人を紹介します。NPO法人名・主たる事務所・目的（定款のとおり）

特定非営利活動法人 子ども・若者サポートはみんぐ

伊那市荒井3500番地1 伊那市生涯学習センター5F

この法人は、青少年及びそれに関わる個人、法人、その他団体等（以下、青少年等という。）に対して、子ども・若者に寄り添った多様な自立支援をおこなうとともに、本人・家族の孤立を防ぎ、だれにでも居場所と出番のある包容力のある豊かな地域社会をめざす活動をもって、すべての人が生きやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 散走が楽しい地域を拓く会

長野市上松4丁目6番7号グリーンコート上松B1

この法人は、住民が「自転車に関わることがおもしろい」と感じることができる地域環境の創造を通じて、持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。上記の目的のもと、自転車に関わるモノまたは自転車で楽しむというコトを起点として、地域住民と訪れる人の交流を促進し、地域の魅力に共感する人を増やすことで、主として観光・環境・健康の視点から持続可能な地域産業の発展と豊かな暮らしの実現を目指す。

特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメントCAPながの

長野市松代町柴274番地2

この法人は、子どもの人権が尊重される社会の実現に寄与する目的のために、子どもと子どもを取りまく地域・社会に対してCAP（子どもへの暴力防止）プログラムを広め、子どもへの暴力防止全般の研修などをおこなう。それにより、おとなたちが子どもへの暴力防止を目指し、子どもが人権意識を持って自分を守る力を高めることで、子どもに対する差別の解消を図り、子どもにとって安心な社会を作り出すこととする。

特定非営利活動法人 Mam's Style

長野市稲里町下水鉋465番地2

この法人は、長野市及び近隣の市町村に在住する子育て中の母親及び父親に対し、地域社会に溶け込んだ共に支え合う子育てのコミュニティを促進及び創出する活動を行う。また子育てと就労のバランスのとれた両立を目指し、啓発、改善、促進を図る。活動を通じ、子育てする男女及び子ども達がよりよく暮らしやすいまちづくりの創成に寄与する。

特定非営利活動法人 長野県相続成年後見協会

松本市高宮南6番地10

この法人は、地域で暮らしやすさに対して、相談会などの活動を通じ、相続、遺言、成年後見などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切な活用を促進や支援などを行い、我が国の超高齢化社会をとりまく様々な人々に対応した、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 Happy Spot Club

長野市大字北長池1520番地

この法人は、お年寄りや障がい者またその家族、そして健常者が共に互いを思いやり支え合いながら社会の一員として地域の活動に参加し、一人一人がいきいきと暮らしていける、昔ながらの人と人のつながりを地域に回復していく。また、地域の子どもたちやお年寄り、障がい者、社会に出ることに戸惑っている人などの自己実現を大切にしたい主体的な取り組みを支援する。これらの人たちが持つ生活課題に合わせ、それぞれに必要なと思われる地域社会の人的資源、物理的資源を発掘し橋渡しを行っていく。また、誰もが地域の中で安心して生きられる居場所づくりを行い生きやすい地域の実現をめざす。

特定非営利活動法人 原始感覚舎

大町市平10901番地

この法人は、長野県を主な活動の場として、自然と共に生きる叡智としての原始感覚を呼び覚まし、アートプロジェクトの企画・運営、アート、デザイン、食、写真、建築など、美のある豊かな生活空間を創造することによって、すべての人に表現の機会と文化創造の場を提供し、まちづくりの推進や信濃の地の魅力を発信し、広く社会貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人 石窯スマイル研究会

松本市横田4丁目1番1号

この法人は、広く一般市民に対して、石窯の普及啓発、使用活動情報提供等を通じ再生可能エネルギーの活用と地元産農畜産物の消費の促進を図り環境問題への寄与と地産地消の経済活動に寄与すること、又これらの活動を通じて子供の健全育成へ寄与することを目的とする。

NPO法人 元気お届け隊

千曲市大字杭瀬下字東沖78番地6

この法人は、広く一般の人々を対象として、人間が人間らしくあるためのコミュニティの創造を行い、人と人の出会いの場の創出・機会・企画を行い、人がより良い関係で共存し、より良い社会環境の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 宅老所遊々

松本市村井町北1丁目3番1号 芳川コーポ316号

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、真心のこもった助け合い、居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 アニマルセラピーガーデンコロネパン

小諸市東雲七丁目2番6号

この法人は高齢者や未来の担い手である子ども達に対して動物を介してコミュニケーションをとり、自己実現・自己表現を図る支援活動や福祉活動の為、アニマルセラピー事業を立上げ、高齢者や子ども達を心身共に癒せる事業を行い、地域の活性化を図り広く社会に寄与すること、また、奈良時代末に馬を朝廷に献ずる勅旨牧（御料牧場）に指定された長野県の御牧ヶ原の由緒ある歴史を小諸市の小学校を中心に伝承していくことを目的とします。

特定非営利活動法人 音の風

北佐久郡軽井沢町大字長倉4814番地4

この法人は、子供から高齢者まで、プロとアマチュアを問わず音楽の演奏を学び、また音楽を聴くことによって自らの感受性を高めたい、との志を持つ者に対して定期的に講習会、ワークショップなどを開催、かつコンサートの企画、運営、後援などを行い、もって、いじめ、鬱、自殺などの現代社会の抱える精神的ストレス、戦争につながりかねない国際社会間の競争の緩和に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 信州猫日和

長野市信更町安庭2122番地8

この法人は動物愛護精神に基づき、人と猫などの愛玩動物が適正に共生できる各種事業を行い、地域の生活環境改善に努める事で、命に優しい環境社会作りを寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人 御代田町はつらつサポーター

北佐久郡御代田町大字馬瀬口1860番地17

この法人は、御代田町の高齢者に対して介護予防及び生活支援に関する事業を行うことにより、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 ちやいんどふっど

諏訪郡原村10097番地1

この法人は、子ども達の居場所作りや、楽しいと思える原体験の機会を、大人と子どもが共に創り上げ、子ども達が「ここに生まれ育ってよかった」と思える社会を作ることを通して、自分の力で考え行動する子ども達の育ちを応援することに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 すくすく子育てファミリー

北佐久郡軽井沢町大字長倉2703番地11

この法人は子どもたちがすくすくと幸せに育つため、親（養育者）も成長し、楽しく子育てができるよう、その手助けとして、育児支援に関する事業を行うとともに、社会養護の必要な子どもに対しては、里親委託及び養子縁組を推進する。これらを行政や関係者と連携して進め、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 長野国際友好協会

長野市大字長野東後町26番地1 グランドハイツ表参道一番館701号室

この法人は、全ての国、地域の人々並びに青少年を含む多世代の市民を対象にして、多文化の国際理解を深めるとともに、市民の国際感覚の醸成に資する活動並びに国際交流活動を行い、活力と魅力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 カシオペア

長野市大字鶴賀七瀬南部566番地5 東竹ビル3F

この法人は、発達に課題を持つ子どもたちに対して、個別支援・療育を通じて一人ひとりの特性を見極めた特別支援教育及び生活能力向上のための訓練を行う障害児通所支援に関する事業を行い、子どもたちの学習保障をしつつ、生活の自立と、自身の個性の伸長に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 ひと・生きもの・暮らし研究所

東御市常田681番地1

この法人は、自然と農のある暮らしや生きもののいる暮らしの魅力にふれ、共に考え、共に生きる街づくりに寄与することを目的とする。

県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」をご覧ください。

長野県プロボノベースでプロボノのチカラを借りてみませんか

Webサイト「長野県プロボノベース」は、NPOとプロボノをつなぐマッチングサイトです。NPO法人、任意のボランティア団体、学校法人、自治会など、公共的活動を行う団体であれば、どなたでも利用可能です。「プロボノのチカラを借りる」、「プロボノになる」、どちらの利用も大歓迎です。是非、サイトをご覧ください。

お問い合わせ

認定NPO法人 長野県みらい基金
電話 026-217-2220 FAX 026-217-2221 E-mail : info@mirai-kikin.or.jp
【松本事務所】 電話/FAX : 0263-50-5535

長野県プロボノベース
あなたの経験・知識・スキルをボランティアとして活かしませんか?
<https://www.mirai-kikin.or.jp/probono/>